

あなたの思いが 森を残す

遺贈・相続財産等のご寄付をお考えの方に



あなたの想いを未来に



ほうっておいたら失われてしまう森。

そこはたくさんのいきものが息づく場所。

守りたい。そのための支援をいただきたいのです。

あなたの行動が、森を残すことにつながります。



遺贈された財産はすべてトトロの森の取得や保全に使われます。

あなたのご寄付がトトロの森を未来につなぎます。

人生最期の社会貢献 やり残した想いを託して

自分が築いた財産を森の取得や保全に役立ててほしい。

そうお考えなら。

トトロの森のために残せるものがあります。



託し方 ~遺贈と相続財産寄付~

自分の生きざまとして 善き何かを社会に残すこと

遺贈

遺言によって財産の全部または一部を団体などの第三者に与えること

- ・自分を癒してくれていた森を残したい
- ・社会課題の解決に寄与したい
- ・自分が残せるものを形にしたい

相続財産寄付

故人が遺した財産（相続財産）の全部または一部を相続人が寄付すること

- ・故人の想いを汲んで遺産の一部を寄付したい
- ・故人が大好きだった森を残すことで供養をしたい

こんな想いで寄付されています

私は近隣住民以外の方が開発反対の署名などをすることには疑問を感じますが、ナショナル・トラストでは保全したい土地をお金を出して購入するわけで、地権者の私権を侵害しません。

そこを守りたいと思う者自身はその土地の権利者となる。とても納得できます。

ですので、少しではありますが、お金を出す事にしました。

最近、トトロの森の存在を知りました。このような取り組みが一番地球温暖化を防げるものだと思います。近々森に足を運んでみようと思っています。

できることでお手伝いできればと思います。この緑豊かな場所に住んでいることの幸せを感じています。孫たちの世代にも残るよう、今できることを続けていきます。



狭山丘陵の入口に引っ越して数年たちます。当初は鶯の鳴き声に目を覚まし言葉に言い尽くせない感動を覚えました。現在は聞こえなくなってきました。失われていくことにさみしさを感じます。何か力になればと思います。

大切な自然を次の世代へ伝え、守っていきたいと思います。失われた自然は二度と再び戻らない。次々世代の子孫たちに今ある貴重なみどりを遺すためにも。

自然環境を生かし、子ども達へ引き継ぐのが先人の役割。子どもたちがこれからも森で多くを感じ学ぶことができるように。

私たちがこの地上から退場した後も将来世代が森の魅力にふれることができるようご協力お願い申し上げます。



公益財団法人トトロのふるさと基金理事長
安藤聡彦（埼玉大学教授）

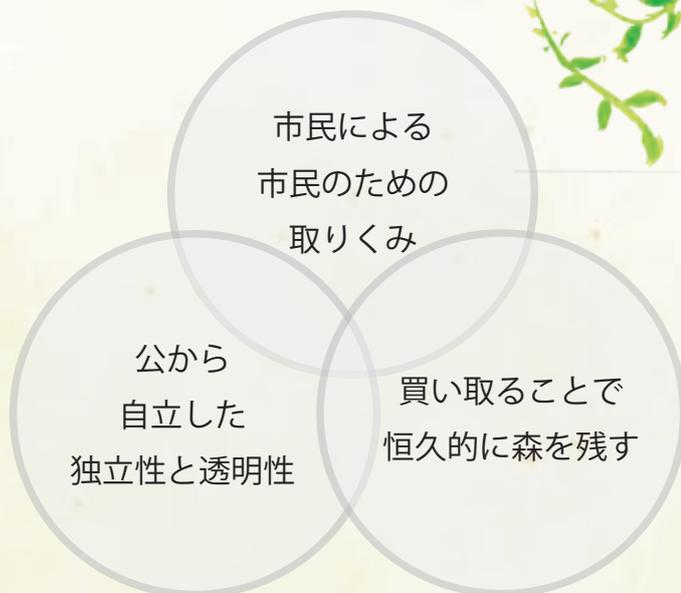


私たちはこんな団体です

自らが森の所有者となり、森を守りつづけます

公立・公営の組織ではありません。
私たち自身が現地に足を運び、地権者の方と交渉し契約する。土地取得後は自然環境の調査をおこない、管理方針を定め、維持管理していく。
自ら考え、決め、行動します。

私たちの活動はたくさんの方からの寄付に支えられています。公益財団法人として資金の独立性と透明性を保ち、自らの決定で活動を行なっています。



開発による破壊をくい止めるため、私たち自身が森を取得して守ります。ボランティアの皆さんとともに森の手入れを行なっています。

私たちの歩み 少しずつ一つずつ。森を残すために。

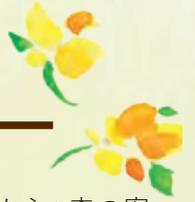
取得した土地（トトロの森）	55 カ所
取得地合計面積	104,015 m ²
土地取得にかかった合計金額	714,647,487 円
寄付金額累計	961,972,303 円

1990年に設立した「トトロのふるさと基金」。地価の高い首都圏近郊での土地の買い取りは容易ではありませんが、一か所ずつ土地を取得し、トトロの森を拓けています。

※ 2021年3月31日現在



一つひとつ 地道な取り組みを重ねています



森からはじまる私たちの取り組み。
森の手入れは不法投棄物の撤去からはじまります。草刈りや間伐といった森の手入れ、森を知っていただくための散策会やガイドツアーの開催。調査データの集積と公表…。
森の拡がりとともに広がっていきます。
たくさんのボランティアさんの力を借り、ともに取り組みを続けています。



左上から：森の案内板 手入れ作業
北野の谷戸での田植え ろう者と楽しむいきもの観察

例えば…

- ・ 土地取得のための情報収集、交渉
- ・ 植生やいきものの調査
- ・ 自然環境調査報告書の定期刊行
- ・ 森の下草刈りや竹の間伐など森の手入れ
- ・ 谷戸田の再生、里山環境づくり
- ・ 森の不法投棄物撤去（ゴミ拾い）
- ・ 散策会やガイドツアーの開催
- ・ 行政や民間事業者との折衝 など



左上から：葛籠入湿地のホタル 北野の谷戸収穫風景
森のゴミ拾い活動 どんぐりイベント ウワミズザクラ

今から森の仲間へ トトロの森を支える活動に参加しませんか？

森を歩いて楽しむ

森の散策会やガイドツアー。森の草木やいきものと出会いにいきましょ。散在するトトロの森をつなぐコースはさまざま。四季それぞれの景色がそこにあります。

森の手入れをする

日常を離れ森で汗を流すひととき。下草刈りや間伐など、荒廃した森も地道な作業により明るくなっていきます。作業は毎月定例で実施。できるときにできる範囲でご参加ください。



谷戸で農にいそしむ

放棄水田を再生した谷戸では、昔ながらのやり方でお米づくり、畑作や雑木林の手入れをおこなっています。



のこ 遺したい場所

トトロの森1号地

所沢市上山口。狭山湖の東側に取り残されたような樹林地があります。すぐそこまでを住宅で囲まれつつ、一步足を踏み入れれば外界と切り離されたような静謐さ。ここは市民が保全を希求し、模索しながらその途を描き、守られた場所です。



はじまりの地

トトロの森1号地の案内板。いくたびかの補修を経て30年、この同じ場所にたたずんでいます。これは、「市民自らが守りたい場所の所有者となった」第一歩を示すもの。

そして、その象徴でもあります。



いつの間にか森や原っぱがなくなり、気づくと鳥の声が消えていた。芽吹きや野の花も見かけなくなった。ここでも、そんなことが日常となっていました。

トトロの森誕生の1991年。時はバブル。誰もが証券や不動産を求め、利潤追求こそが賢く正しい選択とされた時代でした。

谷戸と雑木林が織りなす里山の風景が残されていたこの地でも、開発計画が発現しました。県立自然公園であり、首都圏近郊緑地保全地域でもあり、行政により保全が標榜されていたはずが…。



強行される伐採、違法な届け出、開発をすすめる横暴な手法…。

どうにかしなくては。しかし、どうすればいいのか。

私たちは『市民から募金を募り、土地を買い取る』ことを目指しました。森を森のままにしておくために。

折しも土地神話に国中が沸き、都市近郊である狭山丘陵はあきれるほどの地価となっていました。とてつもなく無謀な取り組みで、私たち自身不安を抱えながらのスタートでした。



しかし、基金発足が新聞で報道されるやいなや、電話が鳴り始めました。

問い合わせは一日200件を超えました。

全国から寄付金が集まり、翌年、開発計画の隣地に約1200㎡の土地を約6400万円で取得することができたのです。





想いを次世代につなぐ

買い取り時点での募金件数は 9900 件に達していました。その 4 割はお小遣いなどを寄せてきた小中高生でした。

『あきらめるほどの高い値段がついている狭山丘陵の土地ですが、9 千人にもおよぶ人の力が集まれば、まとまった土地が買える』ことが証明されたのです。

このことはマスコミにも取り上げられ、世論が動きました。そうしてついに開発計画は中止に。行政も乗り出し、計画地と周辺一帯の公有地化 (4.2ha) が実現しました。

トトロの森はその 30 倍以上もの緑地の保全を導くことができたのです。



自分が所有しない土地のために資金を出す。それはついこの間まで、理解されにくい考え方でした。

ですが、森を森のまま残したいのなら、たとえ 1 人ではできなくとも、想いを同じくする人たちと手を携えれば…。

「失われない森」がつかれるのです。



トトロの森はみんなに守られる森。楚々やかな林床の植物も、昆虫も野鳥もみな、そこに息づくいきものたちは守られます。

そのために私たちは、多くのボランティアさんと一緒に植生を調査し、下草を刈り、倒木を除去し、見守ります。

あなたの「森を守りたい」という思いは土地所有権となり恒久的に引き継がれるのです。



みずみずしい里山の自然。それを次世代につないでいく。

そのはじまりの地がここに 있습니다。

【トトロの森1号地】

1991年8月8日取得 64,407,800円
所沢市上山口雑魚入351番地 1183㎡





谷戸田の景色を再び

北野の谷戸・トトロの森 7・11・16・32 号地

ただ反対を叫ぶのではなく、地元の方と一緒に将来を考える。自ら汗を流し景観を再生する。そうして多様ないきものが息づき、3世代の人々が集う場がつけられました。

狭山湖のほど近くに位置する北野の谷戸。2005年、ここが所沢市の一般廃棄物最終処分場の建設最有力候補地となったことが発覚しました。水田耕作が放棄されて40年以上経過していた場所です。

それまで、狭山丘陵に無数にあった谷はゴミや残土で埋め立てられてきました。谷地は掘削費を削減できるため好都合であったようです。

開発か自然保護か。

地元の方は強く反対を表明し、計画は撤回されました。残された貴重な谷戸を後世に引き継ぎたいという民意が行政に計画を断念させたのです。



ではここから、この谷戸をどうしていけばいいのか。私たちは地域の方と学び考える集いを2007年から開催してきました。

地元の方からの「谷戸には無数のホタルが光っていた。今でもその光景が忘れられない」との声に、水田を復元し、里山環境を再生する計画を提案。これには大きな賛同を得、谷戸田を無償で貸していただけることになりました。

復田前の北野の谷戸



私たちは周辺の山林の取得にも乗り出しました。2008年、谷戸に面した竹林をトトロの森7号地として取得。2010年に11号地、2012年には地元の方からの無償寄付で16号地を、2015年には32号地を取得しました。

田んぼ再生のため、ボランティアグループ「北野の谷戸の芽会」を結成。田んぼ、畑と雑木林の手入れに3世代の人々が集うようになりました。

こうした取り組みの積み重ねにより、2014年、北野の谷戸とその周辺は所沢市初の里山保全地域に指定されました。



乱開発や墓地建設など、開発の動きは狭山丘陵の各所にわきおこります。しかし、森を買い取る資金を集め守り続けてゆく方策を描ければ、景色を守り、さらには人が集う場をつくることのできるのです。

北野の谷戸は「市民により守られ新たに形作られた里山」を象徴する場所です。

【北野二丁目里山保全地域】

2014年1月30日指定 約62,000㎡
所沢市北野南2丁目28-46(7号地)ほか





湧水がつくった湿地とホタル

トトロの森・葛籠入(つづらいり) 湿地水源地

いつの間にかなくなってしまう谷地や雑木林。そこに息づくいきものたちも急速に数を減らしています。守りたい ためものです。

2013年、ホタルが自生する湿地の水源地部に大規模な墓地計画が露見しました。かつては「葛籠入^{つづらいり}」と呼ばれた、谷戸を取り囲む豊かな森の一面です。

なぜここに？

私たちは計画の撤回を求めました。申請内容の瑕疵を指摘し、行政とも折衝。弁護士や地質・斜面防災の専門家の助力を得て調査も実施し、市議会には「専門家の意見を踏まえた慎重な審査を求める請願」を提出、趣旨採択されました。

しかし、商業墓地はつくってしまえば数億円単位の利益が見込めるもの。事業者が簡単にあきらめるはずはありません。許可手続きは進行してゆきます。



そしてある日。現地の樹木が皆伐伐根されていました。衝撃的な光景でした。7000㎡の森は荒れ野に変わってしまいました。

その夏。それでも直下の湿地では100頭を超えるホタルが静かに舞いました。

ここを買い取って守りたい。

2016年6月、私たちは「葛籠入保全トラスト」を開始。2年間で3700万円を超える寄付が集まりました。自治会等で集めた署名は6万数千を超えるまでになっていました。

そうして2017年、ついに計画は中止となり、所沢市が公有地化。葛籠入保全トラストで集まった寄付金は公有地化資金の一部に充てられました。保全がなかったこの地は「トトロの森・葛籠入湿地水源地」と呼び、市と当基金とが協働して管理し、再生していくことになりました。

5年半に及ぶ取り組みの結実でした。



開発を防ごうという取り組みは大抵結実しないものです。しかし、市民が「森を失う」痛みをわがこととして捉え、声をあげ資金を出したことが世論となり、大きな力となりました。

そして今。高校生も加わり、ここにアカマツを植樹し育てています。

私たちは、この森の再生と成長を見守り続けます。

2020年、アカマツを植樹



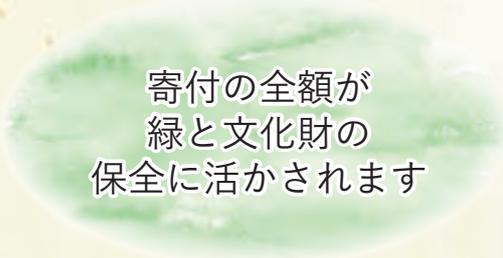
【トトロの森・葛籠入湿地水源地】
2019年3月所沢市により公有地化
所沢市三ヶ島二丁目538番1ほか13筆
10818.15㎡



トトロのふるさと基金は 遺贈を受け入れています



トトロのふるさと基金は公益財団法人ですので、
遺贈いただいた財産は相続税の課税対象になりません。
当法人に遺贈いただくためには、遺贈のご意思を明記
した有効な遺言書の作成が必要になります。



寄付の全額が
緑と文化財の
保全に活かされます



いくらからでも
お受けしています

※ただし、債務を含む遺贈
等諸条件により受贈をお受
けできないことがあります。



遺言は「公正証書遺言」がおすすめです



遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式によ
り作成されている必要があります。法律の専門家である公証人が相談
に応じて適宜助言を行い作成する「公正証書遺言」がおすすめです。

公証役場で遺言書を作成

「公正証書遺言」は公証役場で公証人が作成します。公証役場に出向
くのが難しい場合は、公証人に出張してもらうこともできます。

※公証役場は遺言など公正証書を作成する公的機関で全国に約 300 カ所
あります。公証役場では無料の事前相談も受け付けています。

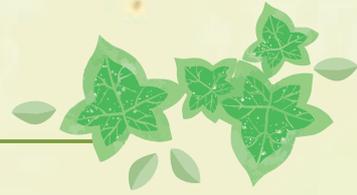
「公正証書遺言」の保管

原本を公証役場が、正本を遺言者が、謄本を遺言執行者が保管します。
そのため、遺言書の紛失、隠匿、変造などのおそれがなく、ご遺志
が安全、確実に反映されます。

※詳細は下記をご参照ください
日本公証人連合会 <https://koshonin.gr.jp>



遺贈のながれ



遺贈の 意思決定

まずは、遺贈のご意思を当基金（tel：04-2947-6047）にお知らせください。当基金の活動内容やご寄付がどのように活かされるかご説明します。

遺言作成には法律の専門的な知識が必要なため、弁護士等をご紹介することもできます。

※遺された方が困らないよう、寄付金額等はご家族と相談されるなど十分に配慮したうえで決めましょう。

遺言書の 作成

遺言書を作成します。遺言作成時に、遺言の内容を実行してもらうことになる「遺言執行者」を決める必要があります。法律等の専門知識が必要になりますので、専門家へのご相談や公正証書遺言の作成をおすすめします。

ご逝去さ れた場合

ご家族や信頼できる方から、遺言執行者へご連絡いただきます。遺言執行者により、遺言の内容が実行されることとなります。

遺言執行・ 遺贈完了

当基金へ遺贈で指定された財産が寄付されます。ご寄付はトトロの森を守るために使われます。

寄付金領収書・感謝状のお渡し

ご遺族さまへお渡しします。

相続後の遺産からのご寄付～相続遺産のご寄付～

ご遺族からのご寄付もお受けしております。

- ①相続人が寄付を行います。
- ②相続税の申告期間内に当基金へご寄付いただきますと、その寄付には相続税がかかりません。
(相続税の課税対象財産から控除することができます)



※なお、「その寄付をした方又はその親族等の方の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除く」などのただし書きもありますので、判断が難しい場合は、所轄の税務署にご相談ください。

専門家へのご相談

遺言書のご準備は専門家へのご相談をお勧めします。
当基金は下記の専門家による
遺贈サポート・プロジェクトと連携しています。

みどりの遺言プロジェクト

遺贈の手続き
は煩雑で難し
そうだ…



遺言はどんな書式・
内容でもいいわけ
ではないらしい

環境 NGO に所属する弁護士から
あなたにあった相続・遺贈の形の
提案をうけることができます。

一般社団法人 JELF (日本環境法律家連盟)
が実績ある環境保護団体を推薦し、弁護士
がオーダーメイドの相続・遺贈の形を提案す
る取り組みです。

※一般社団法人 JELF: 環境問題に取り組む法律家の NGO。法律的な知識や手段を使って、
環境を保護する活動をしています。2017 年現在、47 都道府県に約 460 名の会員がいます。

READY FOR 遺贈寄付サポート窓口

どこに寄付したら
よいかわからない



何の資産をどの程度
寄付にまわせるの？

遺贈寄付に関する相談、サポート
を受けられます。土地や家屋、有
価証券についての相談もできます。

遺贈寄付に関する全般をサポートするサー
ビスです。資産の処分なども相談できます。無
料で何度でも相談でき、寄付金額の下限もあ
りません。

※ READY FOR 株式会社: 2011 年に日本初のクラウドファンディングサービスを開始。日本最大級
のクラウドファンディングサイトを運営し、約 250 の地方自治体、新聞社、金融機関や大学と連携。

本窓口で遺言書を作成される場合は、弁護士等専門家への手数料が発生します。また、遺言が執行
された際には所定の手数料が差し引かれた残りの財産が READY FOR から当基金に引き渡されます。



よくあるご質問

遺贈を考えています。誰に相談すればよいでしょう？

まずは、当基金にご相談ください。遺贈の流れや、ご寄付がどのようなことに使われるか等ご相談をお受けします。

また、必要に応じて弁護士などの専門家をご紹介します。

遺贈というと高額でないといけないのでは？

そんなことはありません。

寄付金額に下限はなく、いくらからでもお受けしています。

森を守っていくためにご支援をお願いします。

遺贈や相続財産寄付のほかに、何かできることは？

トトロのふるさと基金ではご寄付をいつでも受け付けています。狭山丘陵の自然や文化財を守る私たちの活動をご支援ください。

寄付金の使いみちを指定することはできますか？

特定の森を守るために地域を指定することは可能です。ただ、この場合は必ず事前にご相談ください。詳細はお問い合わせください。



遺言書は必ず作らないといけないの？

当基金へ遺贈するためには、ご意思を明記した有効な遺言書が必要になります。遺された方が困らないよう、ご家族と相談されるか十分に配慮したうえで寄付金額を決めましょう。

法律の専門家等にご相談の上、遺言書を作成されることをお勧めいたします。

公正証書遺言として作成しておく、遺言書は公証役場で保管され、確実にご遺志を実行いただけます。

ひとり身なので万一の時に希望どおりの手続きがなされるか心配です。

公正証書遺言をお勧めします。また、遺贈が確実に行われるよう、信頼できる遺言執行者を指定しましょう。弁護士や司法書士など、相続の専門家を指定するのがよいでしょう。

また、万一の時に遺言執行者に報告してもらえよう、信頼できる人に依頼しておきましょう。



公益財団法人 トトロのふるさと基金の概要

設立	1998年4月20日
公益認定移行登記	2011年4月1日
行政庁	内閣府
所在地	埼玉県所沢市三ヶ島三丁目 1169-1
理事長	安藤聡彦（埼玉大学教授）
専務理事	荻野 豊
常務理事	北浦恵美（事務局長）、対馬良一
理事	菊一敦子、佐藤ひな子、関口伸一、早川直美
監事	阿部健夫、後藤祥夫
顧問	池谷奉文（日本ナショナル・トラスト協会会長） 宮崎 駿（映画監督）

設立の目的（定款第3条）

狭山丘陵及びその周辺地域の良好な自然環境並びに人と自然との調和のとれた関わり方を示す歴史的景観である里山や文化財を、ナショナル・トラストの手法を用いて恒久的に保存するとともに、狭山丘陵の価値を広く伝え、また地域資源の保全に係る調査及び情報収集を行うことによって、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備に寄与することを目的とする。

事業の内容（定款第4条）

- (1) 狭山丘陵において、自然環境及び歴史的景観の保存及び活用のための土地又は文化財を取得する事業
- (2) 取得した土地又は文化財を保存するとともに、その保存に支障のない範囲で一般の活用に供する事業及びその保存・活用のために必要な復元を行う事業
- (3) 狭山丘陵の価値を広く伝えるための普及啓発事業及び環境教育事業
- (4) 狭山丘陵における自然環境等に関する調査及び情報収集事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

情報公開規程の通り情報公開を行っています。

財務諸表などは当法人のホームページ (<https://www.totoro.or.jp>) をご覧ください。
事務所でも閲覧可能です。



公益財団法人
トトロのふるさと基金
ホームページ



公益財団法人トトロのふるさと基金

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目 1169-1

電話 04-2947-6047